公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条ただし書き及び第３項の規定、第56条に基づき、以下のとおり公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

審査請求人　大阪府寝屋川市石津東町29－６－202
吉原　浩二

上記の者に送達すべき平成21年８月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年11月21日

審査請求人　東京都杉並区天沼２―17－７―210
五十嵐一夫

上記の者に送達すべき平成21年12月14日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都足立区谷中１―11－１―401
眞鍋　　敏

上記の者に送達すべき平成21年12月25日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都八王子市八木町３―15―602
山下　光子

上記の者に送達すべき平成22年１月５日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都江戸川区中央２－３－19－211
三浦　由弘

上記の者に送達すべき平成22年２月６日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都新宿区大久保２―29―14―203
白井　裕光

上記の者に送達すべき平成22年３月29日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年11月21日

審査請求人　長崎県対馬市厳原町東里303―１
本石　久雄

上記の者に送達すべき平成22年４月13日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年12月19日

審査請求人　東京都練馬区関町南４―14―53
多田美すじ

上記の者に送達すべき平成22年８月17日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年12月19日

審査請求人　島根県松江市玉湯町玉造1181
青砥　重吉

上記の者に送達すべき平成22年８月30日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年１月26日

審査請求人　福岡県福岡市博多区博多駅東２―９―25アバンダント84―914
張本　欣子

上記の者に送達すべき平成22年10月21日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年１月26日

審査請求人　千葉県松戸市３―243グランディアⅡ―101
寺田マリアテレサ

上記の者に送達すべき平成22年11月９日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成24年５月31日

厚生労働大臣　小宮山洋子

（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年12月19日